

普天間飛行場
返還後の
まちづくりを

普天間飛行場の跡地を考える

若手の会と？ 一緒に考えませんか

「若手の会」発足の経緯

「普天間飛行場のまちづくりを成功させるためには、若い世代が主体的に考え、行動していくことが重要」との地主会等から要請・期待を受け、宜野湾市の「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査業務」の中で平成 14 年に発足した組織です。

活動の目的

地権者側の提言組織として、普天間飛行場の跡地利用に対する意見を発信することで、より良いまちづくりを実現する事を活動の目的としています。

主な活動内容

- 平成 24 年度に策定された普天間飛行場跡地利用における「全体計画の中間取りまとめ」を基礎に話し合いをしています。
- 平成 30 年度は、「経済効果の上がる土地利用」と「今後の若手の会の組織のあり方」などを中心に検討しています。

新メンバーを募集しています

- 普天間飛行場の地権者、その家族であれば、どなたでも「若手の会」のメンバーとすることができます。
(年齢・性別は問いません。)
- 毎月第2火曜日の午後7時 15 分から2時間程度を基本に宜野湾市役所にて定例活動をしています。

土地先行取得事業を実施しています

宜野湾市と沖縄県では、普天間飛行場返還後の跡地において、新たな住みよいまちづくりを進めることを目的に、早い段階から公有地(学校用地、道路)を確保するため、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に基づく土地先行取得事業を実施しています。
詳しくは宜野湾市ホームページをご覧ください。

【地権者支援情報誌「ふるさと」発行元】

宜野湾市役所 基地政策部 まち未来課
〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号
電話 098-893-4401(直通) FAX 098-892-7022

普天間飛行場跡地利用に係る情報は、宜野湾市ホームページや情報提供窓口(宜野湾市基地政策部まち未来課)でも提供しております。
情報収集や跡地利用に係る要望・ご意見を述べる場としてお気軽にご活用ください。



定例会の様子



視察会の様子



BBQ(自主的活動)の様子

問 合 せ

本会の活動に興味・関心のある方は、宜野湾市まち未来課までご連絡下さい。



ふるさと

vol.48

2018 September
9月 発行

宜野湾市基地政策部まち未来課

地権者支援情報誌「ふるさと」では、普天間飛行場跡地利用に係る最新情報をお伝えします。
宜野湾市では、普天間飛行場の跡地利用に向けて沖縄県と共同で跡地利用計画の検討を進めているほか、地権者等の合意形成活動や土地の先行取得に取り組んでいます。今年度の合意形成活動では、「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」や「ねだてのまちベースミーティング」を継続するとともに、新たな取り組みとして“まちづくりについて学べる講座”をスタートします。

跡地開発事例特集 那覇新都心地区

基地返還後の跡地利用と周辺住民の関わりについて

沖縄県内で既に返還された米軍基地について、跡地開発はどのように行われたのでしょうか？また、跡地開発に影響を受ける基地周辺の住民は跡地開発にどのように関わっていったのでしょうか？普天間飛行場返還後の跡地利用で参考となる「那覇新都心地区」についてご紹介します。

那覇新都心地区の変遷

那覇新都心地区は戦後、米軍幹部が暮らす「牧港住宅地区」として利用されていました。昭和 62 年の全面返還を受けた翌年に那覇新都心開発事業が開始し、それから約 17 年が経った平成 17 年に換地処分公告が行われ事業が完了しました。現在の地区人口は約 2 万人で、県立博物館・美術館や新都心公園などの公共施設、共同利用によるサンエー那覇メインプレイスといった大型商業施設等が立地し、賑わいのあるまちになっています。

那覇新都心開発整備事業の概要

- 事業手法：土地区画整理事業
- 面積：約 214 ha
- 権利者数：約 3,500 人(換地処分時)
- 事業期間：平成 4 年度～16 年度



返還前



返還後

地権者
約 3,500 人の
合意形成

事業を進めるにあたっては地権者の合意形成は欠かせないものとなります。那覇新都心地区では、事業開始当初に約 1,600 人だった地権者は事業が終わる頃には約 3,500 人となっており、地権者の総意の取りまとめにあたり、地主会による主体的な活動と努力により成し遂げられました。

次のページに続きます

動く！普天間飛行場跡地未来予想図のご紹介

みんなで考え、動き出している跡地利用計画の様子を動画でご覧いただけるサイトです。

▶ QRコードで
簡単アクセス



▶ 「普天間未来予想図」で検索

普天間 未来予想図

検索

▶ URL を直接入力

<http://www.pref.okinawa.jp/futenma-mirai/>



地権者による 土地の共同利用 と企業誘致

土地の共同利用：複数の土地所有者で資産の有効活用

那覇新都心地区では、複数の土地所有者で、大規模な建築物の整備を行うことを前提とした共同利用義務街区を設定し、一体的な土地の利用が図られています。



地権者による共同利用義務街区への企業誘致

土地の共同利用に向けては、地権者が中心となり企業誘致に取り組み、「天久りうぼう楽市」「サンエー那覇メインプレイス」「コープおきなわあっぷるタウン」などの開店が実現しています。



那覇新都心地区 周辺住民 との 意見交換会

昨年度、「基地周辺住民と跡地のまちづくりとの関わり」をテーマに那覇新都心地区周辺住民と意見交換を行いましたので、その時の内容をご紹介します。



意見交換会の様子

Q 周辺住民が跡地利用について考える機会はあったのか？

- 地権者以外の周辺住民は、跡地利用についての意識は低かった。
- 地区内と地区外の両方に土地を所有していることから関わっていたが、最初は興味がなかった。
- 「新都心」というネーミングに皆が心を惹かれ、協力するようになったと思われる。

Q 開発されて良かったことは？ また、良くなかったことは？

【良かったこと】

- 新都心公園ができたことは非常に良く、子どもたちや地域住民のスポーツ推進、健康増進に繋がっている。
- 公園ができたことを一因として、周辺に商業施設が整備されたことにより地価が上昇したと思われる。

【良くなかったこと】

- 生活道路においても交通量が増え、歩行者の危険性が増した。歩車分離は絶対に必要と思う。
- 地価が上昇した一方で、税金（固定資産税）も上がったため、住民にとっては負担が大きい。

普天間 飛行場跡地 まちづくり講座

参加
無料

普天間飛行場跡地利用の検討は着々と進んでいます。返還後のまちづくりを進めるにあたっては地権者の皆さまの参加がとても重要となります。皆さまと一緒に普天間飛行場跡地の未来をつくっていくために、まちづくりについて学べる講座を今年度より開催いたします。今年度は全4回の講座を予定しておりますので、ぜひご参加ください。

第1回

平成30年10月13日 土

午後3時～4時30分

宜野湾市農協会館2階 でいご

沖縄県宜野湾市 野嵩 736

テーマ

『まち是谁がつくるのか？』

～普天間飛行場跡地利用に係る合意形成活動の経緯と今後の市民参加の意義～

どなたでも参加できます！

※当日参加でも構いませんが、席に限りがございますので可能な限り事前にお申込みください。

第2～4回の内容（予定）

- | | | |
|-----|------------------------------|----------|
| 第2回 | 市民がまちづくりに参加しないとどうなる？ | 開催時期：11月 |
| 第3回 | 市民参加のまちづくり成功例 県内事例の見学 | 開催時期：12月 |
| 第4回 | 駐留軍用地の跡地利用は他人事ではない！ | 開催時期：2月 |

※ 講座内容等については変更が生じる可能性もあります。あらかじめご了承ください。

※ 第2回以降の開催日時と会場等については、第1回の時にご案内するほか、市ホームページにて掲載します。

お問い合わせ 宜野湾市役所 まち未来課 電話：098-893-4401（直通）
申し込み窓口 基地政策部 担当：下地、高良 メール：kichi01@city.ginowan.okinawa.jp

字別意見交換会 地権者の皆さまの意見を お聞かせください！

2月頃
開催予定

意見交換会当日は、跡地利用計画の策定に向けた取組みと「若手の会」にて検討している内容について、ご紹介します。ぜひご参加ください。

- 日時や会場等につきましては、開催が近づきましたら、別途案内ハガキにて詳細をご案内します。



意見交換会の様子